

議員提出議案第 1 号

二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき提出する。

令和 4 年 3 月 1 7 日

二宮町議会議長 善 波 宣 雄 殿

提出者	二宮町議会議員	小 笠 原 陶 子
賛成者	同	杉 崎 俊 雄
同	同	羽 根 かほる
同	同	松 崎 健
同	同	渡 辺 訓 任
同	同	大 沼 英 樹
同	同	根 岸 ゆき子
同	同	一 石 洋 子

二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例

二宮町議会委員会条例（昭和38年二宮町条例第17号）の一部を次のように改正する。
第3条の表総務建設経済常任委員会の項を次のように改める。

総務建設経済常任委員会	人 7	1 政策部の所管に関する事項 2 総務部の所管に関する事項 3 出納課の所管に関する事項 4 消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項 5 選挙管理委員会に関する事項 6 監査委員の所管に関する事項 7 都市部の所管に関する事項 8 農業委員会の所管に関する事項 9 その他、他の常任委員会の所管に属さない事項
-------------	--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(議員提出議案第1号) 二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後			改正前		
(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第3条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。			(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第3条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	委員定数	所管	名称	委員定数	所管
総務建設経済常任委員会	7	1 政策部の所管に関する事項 2 総務部の所管に関する事項 3 出納課の所管に関する事項 4 消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項 5 選挙管理委員会に関する事項 6 監査委員の所管に関する事項 7 都市部の所管に関する事項 8 農業委員会の所管に関する事項 9 その他、他の常任委員会の所管に属さない事項	総務建設経済常任委員会	7	1 政策総務部の所管に関する事項 2 出納課の所管に関する事項 3 消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項 4 選挙管理委員会に関する事項 5 監査委員の所管に関する事項 6 都市部の所管に関する事項 7 農業委員会の所管に関する事項 8 その他、他の常任委員会の所管に属さない事項
		1 健康福祉部の所管に関する事項 2 教育委員会の所管に関する事項			1 健康福祉部の所管に関する事項 2 教育委員会の所管に関する事項
教育福祉常任委員会	7	1 健康福祉部の所管に関する事項 2 教育委員会の所管に関する事項	教育福祉常任委員会	7	1 健康福祉部の所管に関する事項 2 教育委員会の所管に関する事項